# 平成23年度 外部評価委員会の開催状況

日 時 平成23年7月4日 午前10時~12時45分

場 所 東千田総合校舎会議室

出席者 外部評価委員 近畿大学 学長 畑 博行(委員長)

弁護士 椎木 タカ

中国新聞社 編集委員 西本 雅実マツダ株式会社 常務執行役員 黒沢 幸治

法務研究科 研究科長 木下正俊

副研究科長·刑事法講座主任 大久保 隆志

民事法講座主任 田邊 誠 公法基礎法講座主任 平野 敏彦

教務委員長 片木 晴彦

東千田地区支援室長 三宅 孝

以下のスケジュールで会議を行った。

10:00~10:45 本研究科の現況と課題について研究科長から説明(別添資料)。

10:45~12:45 意見交換。

意見交換の概要は以下のとおり。

### 1 入学関係

### (1) 広大法学部との連携等

(委員) 当LS入学者のうち、広島大学法学部出身者が15%程度というのは、少な過ぎるのではないか。同法学部のLS進学者が15~16名程度いるのであれば、10名くらいは他校に行っていることになると思われるが、これを当LSに誘導する方法はないのか。

- (LS) 法学部における積極的な広報活動や、法学部教員・LS教員共同によるLS志望者向け授業も行っているが、優秀な学生は、他大学LSに進学してしまい、必ずしも当LSを受験してくれないのが実情である。法学部と当LSのキャンパスが離れていること、そもそも広島出身の法学部学生が少ないことなども影響して、当LSは単なる選択肢の一つ以上の評価をされていないようである。一層の広報活動等を行いたい。
- (委員) 広大法学部との連携によって、優秀な学生を集めることはできないか。法学部教員との連携が不十分ではないか。もう少し積極的な連携の努力をするべきではないか。
- (LS) 当LSとしては法学部との連携の努力を惜しんでいないが,法学部においては, 一部教員を除いて必ずしも連携に熱心とは言えない状況にある。当方としては,今後とも

一層の努力を重ねたい。

# (2)授業料免除等の活用

(委員)授業料免除等のインセンティブによって優秀な学生を集める方法についてはどうか。

(LS) 21 年度入試において上位合格者 10 名につき、授業料免除等の優遇措置を講じたことがあったが、結局 2 名程度しか入学せず、十分な効果が得られなかったので、この措置を取りやめ、所要経費を他の対策(試験場の増設)に振り向けた経緯がある。したがって、現時点では、そのような方法を採用する予定はない。

## (3) その他

(委員)もともと合格する能力のある者は、どのLSに行っても合格すると思うので、広大LSではなく首都圏のLSに行ったから合格できたという者は殆どいないと思われる。そうだとすれば、地元志向の者であれば、不便な首都圏等に行かなくても、当LSに来れば良いと勧めれば足りるのではないか。

(LS) 学生の進路選択の際には、そのほかにも、やはり、新司法試験の合格率の差が大きく響いているように思われるので、長期的には、合格率を上げるよう一層の努力を重ねたいと考えている。

### 2 教育関係

# (1) 教育の質

(委員) 新司法試験の合格率を上げるためには、優秀な入学者を確保するのはもとより、 教育の質を向上させる必要があるが、上位校でパフォーマンスの良いところは、当LSよ りも教育水準が高いのではないか。

(LS) 入学者の質と教育の質の双方が合格率に関係すると思うが、少なくとも教育の質については、必ずしも劣っているとは考えていない。首都圏では、予備校とのいわゆるダブルスクールも多いと聞いているが、地方では、そのような環境にないので、学生に競争意識が足りないのかもしれない。学生に対し、一層の自覚を促すようにしたい。

# (2) 少人数教育

(委員) 広大LSを修了した合格者の声を聞くと、「少人数で勉強することができたのが 良かった」との意見があるようだが、そうだとすれば、現状以上に少人数で教育をする方 が良いのではないか。したがって、現在の定員 48 名を見直す必要性について、さらに検 討する余地があるのではないか。

(LS) 22 年度から定員を 60 名から 48 名に削減したが、これによって成績下位者を排除する結果とはならず、全体の縮小という結果となったように思われる。したがって、さらに定員を削減すると、一層の縮小に陥り、優秀者も減少するのではないかとの危惧を払拭できないのが実感である。また、これまでの経験に照らすと、入学試験の成績と入学後の学業成績とは、必ずしもリンクしないので、入学試験だけで新司法試験に合格できそうな者を効率的に選抜することは極めて困難である。その意味では、一定程度の定員は維持しておく必要があるのではないかと考えている。

## (3)特徴のある教育

- (委員)中四国でも5校の法科大学院があるのだから、特徴のあるLSにする必要があるのではないか。その特徴があるからそのLSへ行こうという学生もいるのではないか。少人数のほかに、特徴として何を打ち出せるかが問われるのではないか。
- (LS) この点も工夫を重ねてはいるが、カリキュラムに余裕がない上、教員の余力がないため、教科のバリエーションを増やすことは難しいのが実情である。また、専門的弁護士も重要ではあるが、地方においては、むしろ普通の人の普通の話をきちんと聞くことができる弁護士が大事だと思うので、「良き隣人たる法律家」すなわち弱者に共感できる法律家の養成に努めたいと考えている。この目標に向けて、熱意に溢れる教員が入学前から修了後の新司法試験合格まで親身になって教育・指導を行っているというのが当LSの特徴であり、この点をさらに強調していきたい。

# 3 修了関係

## (1) 修了生の進路把握

- (委員) 3回受験に失敗した者のその後の進路についてはどうなっているか。
- (LS)修了者のうち、3回受験して失敗し、新試験の受験資格を喪失した者は、12名(新司法試験委員会公表)であるが、個人を特定することはできず、彼らのその後の状況については、必ずしも十分に把握できていないのが実情である。
- (委員)修了生の進路,特に司法試験に合格しなかった者の進路について,把握できないというのでは,修了生も不憫だから,もう少し把握の努力をすべきではないか。
- (LS) 修了者の進路把握については、メールや郵便等で定期的に問い合わせをしているが、修了生からの回答は半分程度にとどまり、十分な把握ができていないのが実情である。

とくに不合格者は返事したくないという気分ではないかと想像している。今後とも継続的 に努力を続けたい。

### (2) 修了生の就職支援

- (委員)修了生は「法務博士」となるようだが、世間ではあまり知られていない。その周知が進み、世間で認知されるようになれば就職も容易になり、LSへの進学リスクがかなり減少するのではないか。その点についても努力すべきではないか。
- (LS) 先般立ち上げられた「法曹養成に関するフォーラム」において、その点の議論がなされると思う。ただ、法科大学院制度創設時の制度設計において新司法試験不合格者は最終的に 2,3 割にとどまるという位置付けをされていたので、今回の議論で正面から本格的に法曹以外の進路を開拓すべきだという方向になるかどうか、必ずしも楽観できない。しかし、当LSとしては、今後ともその方向で努力を重ねていきたい。
- (委員)修了生のうち、企業等に就職した者もいるのではないか。また、就職希望者がいるのであれば、相談や就職支援を行うべきだと思うがどうなっているのか。
- (LS) 把握している限りでは、地元企業等に就職した修了生も、若干名存在している。 また、修了生の就職支援の観点から、地元有力企業や地方自治体等との懇談会を定期的に 開催して、修了生の付加価値をアピールするとともに、採用についても弾力的に行っても らえるようにお願いをしている。実際にも採用に至った例もあるので、今後とも、その方 向で継続的に努力を重ねていきたい。
- (委員) 法曹資格を有する者がもっと企業に入ったら良いと思うが、企業側の意向とのミスマッチがあるかもしれない。また、LS修了生の多くは弁護士を目指しており、企業側と修了生側との認識は必ずしも一致しないようにも思われるがどうか。
- (LS)企業に就職する気がある修了生なら、多様な業務に従事する一般の社員として働くことに抵抗感はないと思う。しかし、採用時期の問題、年齢制限の問題があるので、なかなか難しいのが実情である。企業等には従来の採用慣行の見直しを働きかけている。

#### 4 法科大学院としてのビジョン

- (委員) L S創設から既に7年を経過しているが、今後、広大LSとしては、どのような ビジョンに基づいて、どのようなLSを目指そうとしているのか。単に地元志向のLSと いうだけでは不十分ではないか。中四国の拠点となるようなLSとして、各地で積極的に 説明会等を実施して優秀な人材を集め、是非新司法試験の合格率を高めて欲しい。
- (LS) 中四国の中核LSとして、ビジネスにも強く、かつ地域に密着した法的サービス

を提供できる専門職業人を目指すという点では、当初から一貫している。今後とも、そのような方向で中四国の中心的LSという立場を堅持するよう努めたい。そのためにも、広島だけにこだわらず、積極的に中四国から優秀な人材を集め、中四国全体に修了生を送り出すという視点も持っていきたいと考えている。

以 上